

社会医療法人社団さつき会 袖ヶ浦さつき台病院

通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション

運営規程

第1章 事業の目的及び運営方針

(趣 旨)

第 1 条 この運営規程は、社会医療法人社団さつき会の開設する袖ヶ浦さつき台病院（以下、「病院」という。）が介護保険法に基づく指定通所リハビリテーション、指定介護予防通所リハビリテーションを提供するに当たり、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成 11 年 3 月 31 日厚生省令第 37 号）第 8 章及び第 10 章に定める規定によるもののほか、運営に関する規程を定め、以て事業の適正運営を図るものとする。

(事業の目的)

第 2 条 加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態等となり介護、機能訓練並びに看護及び医療を要する者等について、これらの者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、指定通所リハビリテーション、指定介護予防通所リハビリテーションのサービスを提供し、もって保健医療の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第 3 条 各サービス事業の運営方針は、次のとおりとする。

(1) 指定通所リハビリテーション

利用者が要介護状態等になった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図るものとする。

(2) 指定介護予防通所リハビリテーション

利用者が要支援状態等になった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図るものとする。

(事業所の名称等)

第 4 条 事業所の名称等は次のとおりとする。

名 称 袖ヶ浦さつき台病院

所在地 千葉県袖ヶ浦市長浦駅前 5 丁目 21 番地

第2章 従業者の職種、員数及び職務の内容

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 医師 1名(兼務)：病院、職員及び業務管理、利用者の健康管理
- (2) その他の職員 3名以上(理学療法士1名を含む)：機能回復訓練の実施、利用者の看護及び介護

第3章 利用定員

(定員)

第6条 (介護予防)通所リハビリテーションの定員は、次のとおりとする。

- 一 単位 午前 30名
- 二 単位 午後 30名

第4章 サービスの内容及び利用料その他の費用の額

(内容及び手続きの説明及び同意)

第7条 病院は、サービス提供の開始に際して、利用申込者またはその家族に対して、運営規程の概要、従事者の勤務体制、その他サービスの選択に資する重要事項を記した文書(利用約款)を交付して十分な説明を行い、同意を得るものとする。

(サービスの内容)

第8条 サービス事業の内容は、次のとおりとする。

- 一 医療・看護・介護の各サービス
- 二 機能訓練
- 三 相談援助(利用者及び家族への助言援助)
- 四 送迎サービス

(利用料その他の費用)

第9条 各サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、その1割とする。

2 法定代理受領に該当しないサービスを提供した場合に利用者からの支払いを受ける利用料の額と、厚生大臣が定める基準により算定した費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにする。

3 前2項のほか、利用者が負担することが適当と認められる費用は別表1のとおりとする。

4 サービスの提供に当たっては、利用者又はその家族に対してサービスの内容・費用について事前に文書で説明した上で、支払の同意を得る旨の文書に署名(記名押印)を受けるものとする。

第5章 営業日及び営業時間

(指定通所リハビリテーション・指定介護予防通所リハビリテーションの営業日及び営業時間)

第10条 指定通所リハビリテーション・指定介護予防通所リハビリテーションの営業日、営業時間及びサービス提供時間は、次のとおりとする。

一 営業日 月曜日から土曜日

ただし、12月31日～1月3日は除く

二 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

ただし、利用者が希望し、管理者が必要と認めた場合には、この限りでない。

三 サービス提供時間 ①単位 午前8時45分から午後12時15分

②単位 午後1時50分から午後3時40分

第6章 送迎及び事業の実施地域

(通常の送迎の実施地域等)

第11条 指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションにおける通常の事業の実施地域は、袖ヶ浦市の区域とする。ただし、利用者が希望し、管理者が必要と認めた場合は、この限りでない。

第7章 サービス利用に当たっての留意事項

(日課の励行)

第12条 利用者は、病院の日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努めるものとする。

(外出)

第13条 利用者は、外出を希望する場合は、所定の手続きにより病院に届け出るものとする。

(衛生保持)

第14条 利用者は、病院の清潔、整頓、その他環境衛生の保持のために施設に協力するものとする。

(禁止行為)

第15条 利用者は、病院で次の行為をしてはならない。

一 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、または自己の利益のために他人の自由を侵すこと。

二 けんか、口論、泥酔などで他の利用者等に迷惑をかけること。

三 病院の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。

四 指定した場所以外で火気を用いること。

五 故意に病院もしくは物品に損害を与え、またはこれを持ち出すこと。

第8章 感染症蔓延および災害等発生時の対応と業務継続に向けた取り組みについて

(非常災害対策)

第16条 病院は非常災害に関する具体的計画を立て、定期的に避難訓練、救出その他必要な訓練を行うものとする。

2 通報、消火、避難の各訓練については、年2回以上行うものとする。

(業務継続計画について)

第17条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所リハビリテーション等の提供を継続的に実施するため又、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第9章 虐待の防止のための措置に関する事項

(虐待防止に関する事項)

第18条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

一 虐待を防止するための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る。

二 虐待防止のための指針を整備する。

三 従業員に対し、虐待防止のための研修を定期的に実施する。

四 一から三に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

事業所は、サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

第 10 章 身体的拘束の禁止について

(身体的拘束等の禁止について)

第 19 条 事業所は、利用者または他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という）を行わない。

やむを得ずに身体的拘束を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を事業所の医師が診療録に記録するものとする。

第 11 章 その他運営に関する重要事項

(苦情処理)

第 20 条 病院は、別表 2 に定める苦情処理に関する相談窓口、処理体制、手順等により、利用者からの苦情に迅速にかつ適切に対応するものとする。

(協力病院)

第 21 条 協力医療機関等は、次のとおりとする。

名 称	袖ヶ浦さつき台病院
診療科目	内科・外科・整形外科・脳外科・神経内科・心療内科・精神科・神経科・眼科 耳鼻咽喉科・リハビリテーション科・皮膚科
所在地	千葉県袖ヶ浦市長浦駅前 5 丁目 21 番地

(会計の区分)

第 22 条 各サービス事業の会計区分は、その事業ごとの会計区分とする。

(その他)

第 23 条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要は社会医療法人社団さつき会と病院管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 30 年 7 月 17 日から施行する。

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1

サービスの利用料及びその他の費用

(単位：円)

通所リハ時間外			250 円／30 分
第 11 条に定める地域以遠への送迎費用		1km100 円、1 km 増すごとに 50 円プラス 上限 1,500 円	1km100 円、1 km 増すごとに 50 円プラス 上限 1,500 円
おむつ代			紙おむつ 200～260 紙パンツ 240～260 尿取りパット 100～120

※ その他の希望に応じて、サービスを提供する場合は、その同意のもとに、積算を明らかにして実費相当を負担してもらうこととする。

別表 2

苦情処理体制

1 利用者からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口（連絡先）、担当者の設置

相談・苦情受付窓口担当者 袖ヶ浦さつき台病院 通所リハビリテーション
担当責任者 管理者代行者

相談・苦情受付窓口連絡先 TEL 0438-60-7392
FAX 0438-60-7393

また、法人全事業を対象とした、「さつき会ご利用者相談窓口」を設置する。

相談・苦情受付窓口担当者 特別養護老人ホーム 袖ヶ浦菜の花苑
総務部長

相談・苦情受付窓口連絡先 TEL 0438-62-6151
FAX 0438-62-6153

その他公的窓口

相談・苦情等は、下記連絡先でも対応する。

- ・千葉県国民健康保険団体連合会 TEL 043-254-7428
- ・袖ヶ浦市役所 高齢者支援課介護係 TEL 0438-62-2111

2 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順

- ① 窓口で受けた苦情については、受付した担当者が苦情処理簿に「概要・処理結果」を記載する。その場で対応可能なものであっても、必ず責任者に連絡した、処理内容を決定し、利用者に伝達する。
- ② 上記によっても苦情処理を行えない場合については、本会サービス調整会議で決定する。また、必要に応じて本会顧問弁護士等に相談して決定する。
- ③ 利用者に対してサービス提供により賠償すべき事故等が発生した場合には損害賠償について検討する。
- ④ 苦情内容によっては、行政窓口を紹介する。（県及び市町村苦情処理機関）

3 その他参考事項

- ① 上記に記載した以外の対応措置については、その都度本会サービス調整会議で協議し、利用者の立場に立って処理する。